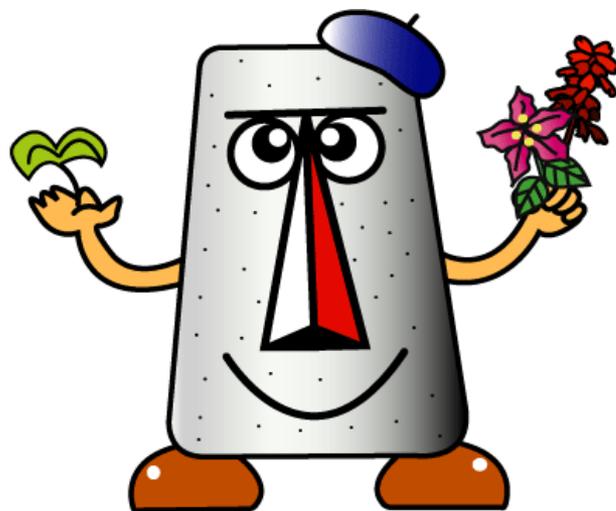


宇部市イメージキャラクター  
「チョコクン」デザイン

# 使用の手引き



宇部市

# チョコクンのデザインを使用するには、申請が必要です。

次の場合を除き、デザインの使用には事前申請により許可を得ることが必要となります。

○個人で楽しむ場合

○新聞・テレビ等の報道関係機関が報道目的に利用する場合

※宇部市及び市の関係機関が使用する場合（学校等が教育目的で使用する場合も含む）は、届出となります。

**提出する書類は、次のとおりです。**

【申請が必要な場合】

①使用承認申請書

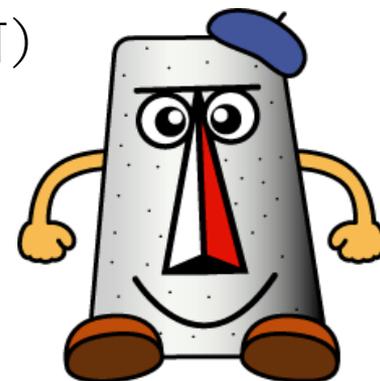
②使用する物件・商品等の見本（写真や印刷原稿でも可）

③申請者の概要がわかるもの（パンフレット等でも可）

【届出の場合】

①使用届出書

②使用する物件などの見本（写真や印刷原稿でも可）



# 申請書・届出書は、郵送または持参により提出してください。

申請書・届出書は宇部市ホームページからダウンロードできます。

🔍 チョーコクン

で「宇部市 | イメージキャラクター・ロゴマーク」に入っていると、イメージキャラクターの説明下部に各種申請書等の様式がword/PDF形式でございます。

## 提出先

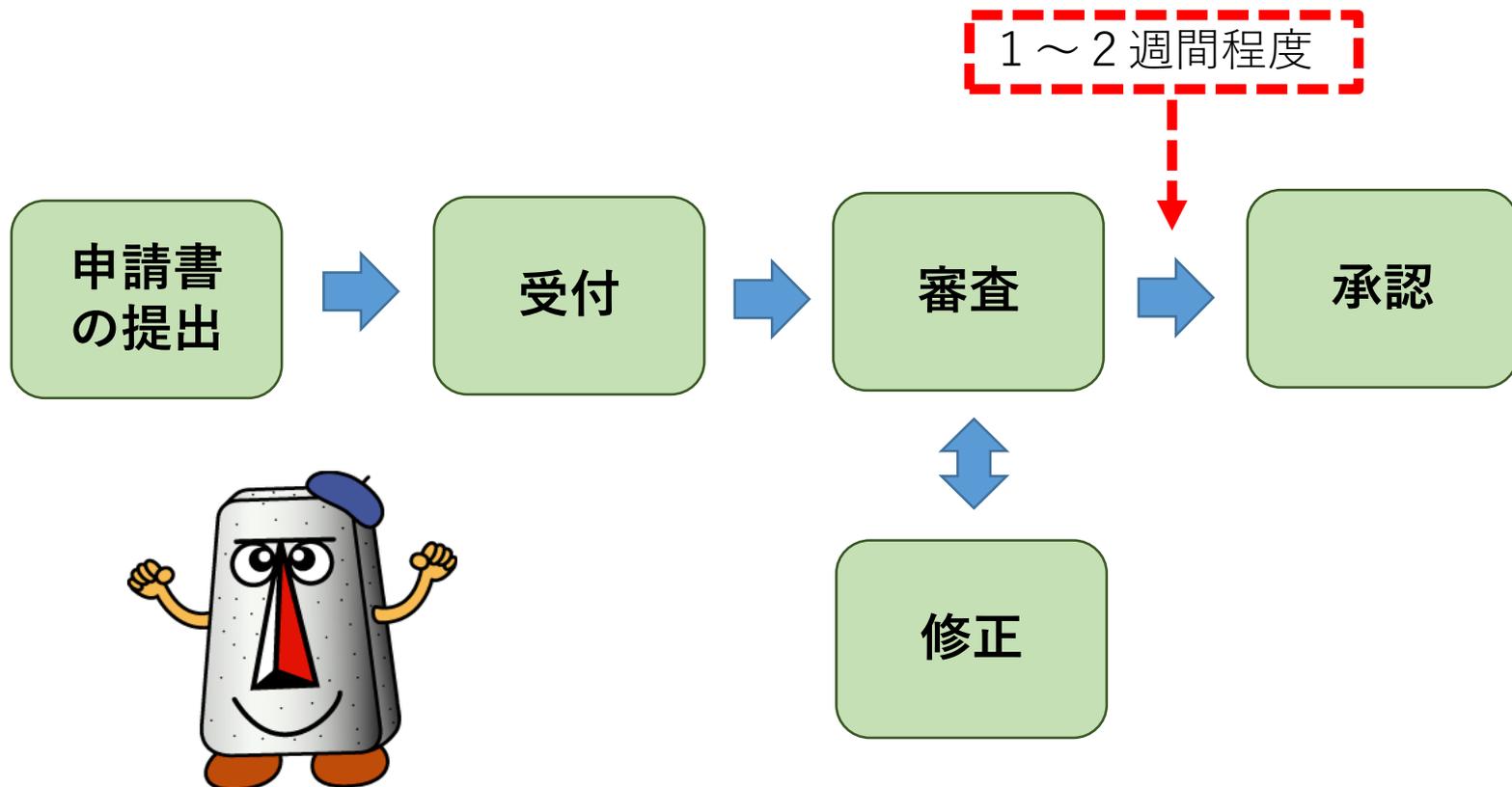
〒755-8601  
山口県宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市総合政策部  
広報広聴課

## お問い合わせ

宇部市総合政策部  
広報広聴課  
電話：0836-34-8123  
メール：kocho@city.ube.yamaguchi.jp

# 受付完了後、審査から使用承認まで 1～2週間程度かかります。

修正等が必要な場合は、さらに日数がかかることがあります。  
申請書は余裕をもって早めの提出をお願いします。



# チョコクンのデザインには、著作権表示等を必ず付けてください。

使用承認を受けた物件には、宇部市の著作権表示と承認番号を組み合わせ、次のように表記してください。  
(承認番号は、承認時にお示しします。)

## <販売する商品>



©宇部市#〇〇 - 〇〇

著作権表示

承認番号

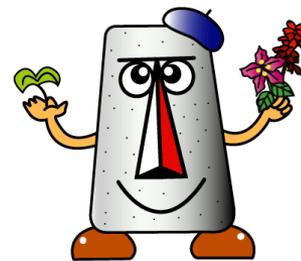
※著作権表示及び承認番号を、商品につけるタグや、パッケージ等に記載してください。

## <販売する商品以外>



©宇部市

著作権表示



宇部市イメージキャラクター  
チョコクン

名前の表示

# 承認を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

<変更申請が必要な例>

○デザインを変更したい

○申請時より数量が増えた

○申請時の金額を変更したい

※申請された物件と別の物件を申請される場合は、新規での申請が必要となります。（承認番号も新たなものになります。）

## 完成した物品は、現物を郵送・持参してください

○商品等の場合は完成品を提出してください。

完成品の提出が難しい場合は、写真等で提出してください。

○ホームページや広告等に使用した場合は、印刷したもの等を提出してください。

**提出先**

〒755-8601

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

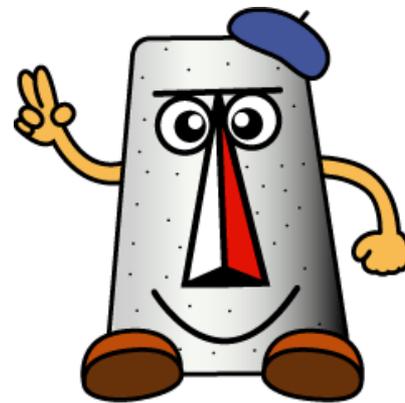
宇部市総合政策部

広報広聴課

# 使用の承認には、期間があります。

- 使用承認期間は、最大で承認日から起算して**1年**です。  
※「使用（変更）承認書」に期間が明記されます。

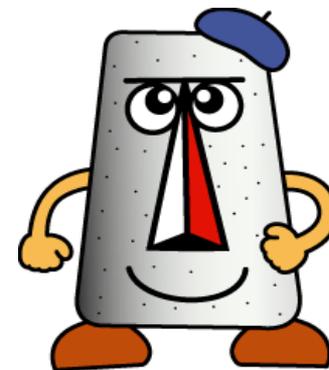
なお、承認期間経過後も引き続きデザインを使用したい場合は、改めて使用承認の申請が必要となります。審査、承認に時間がかかる場合がありますので承認期間が経過する前に、余裕をもって早めに申請書類を提出してください。



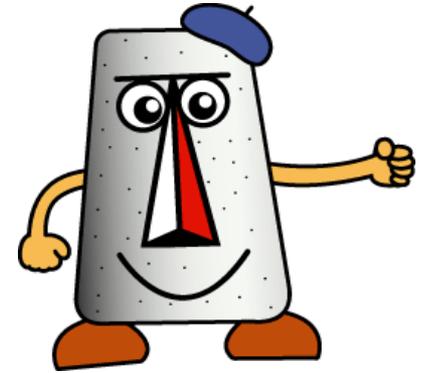
- 販売する商品にデザインを使用している場合、承認番号の表記をお願いしています。1年経過後も引き続き同じ商品を販売する場合、通常の申請書類に加え、すでに交付済の使用（変更）承認書の写しを添付して申請してください。交付済の承認番号をそのまま使用できる旨の承認書を発行します。

# 次の場合は、使用を承認できません。

- 定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- 宇部市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- 立体物及び動画で、その表現が『チョコクン』のイメージを損なうと認められるとき。
- 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- その他、市長が不相当と認めるとき。



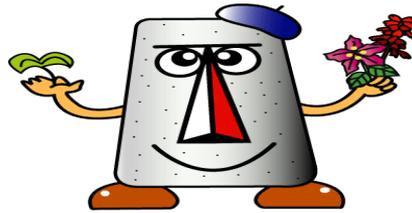
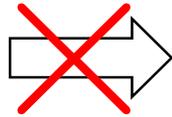
# 使用にあたっての留意事項



- 使用が違反していると認められるときは、当該承認を取り消します。
- 使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市は一切の責任を負いません。
- 使用承認を受けたものが、使用によって第三者に対しての損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、市は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 使用承認は、市が著作権を有する『チョコクン』デザインを使用することを承認するもので、承認を受けたものに権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものでもありません。

# デザインの使用基準

- ① チョーコクンのバランスを変えてはいけません。  
(縦横比の変わらない拡大・縮小は可)



太りすぎ

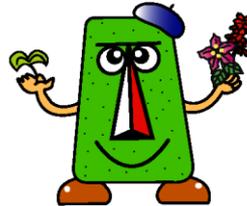
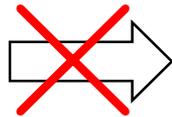


やせすぎ

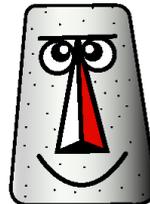
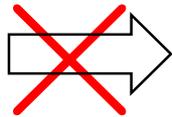
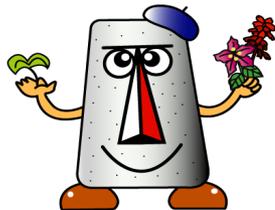


バランス変更

- ② チョーコクンの色を変えてはいけません。(単色での使用は可)



- ③ チョーコクンのデザインを変えてはいけません。  
(何かを書き加える／一部を取り除く など)



④ チョーコクンはしゃべれないので、吹き出しは使えません。  
※ 宇部市及び市との関係機関が使用する場（学校等が教育目的で使用する場合も含む）は除く。



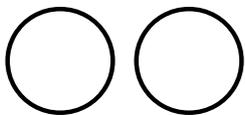
~~ぼく、  
チョコクン~~

⑤ チョーコクンは特定の企業（団体）・商品等の応援はできません。



~~チョコクンおすすめの△△！~~

~~チョコクンも大好きな▲▲！~~



~~株式会社~~

認められない例：

- 特定商品の名前をおすすめする表現
- 特定企業のキャラクターに見えるような表現
- 企業名等に『チョコクン』を組み込む

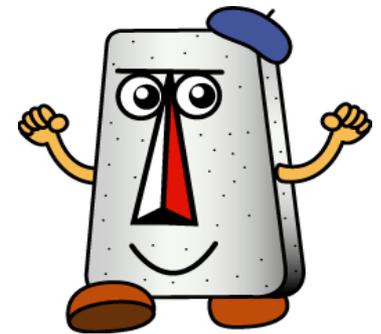
など

# 写真の取扱い

○承認を受けた商品の写真での使用について  
承認を受けた商品を撮影し、その写真を広告等に掲載することは可能です。（その際、写真の側に承認番号を記載してください。）  
なお、チョコクンは個別商品の応援はできませんので、使用時の表現等によく留意してください。

○写真の取扱いについて  
個人で撮影された写真を利用し、個人で楽しむ範囲で利用する場合は、申請の必要はありません。  
ただし、企業（団体）として不特定多数の方に閲覧してもらう目的で利用する場合は、申請が必要です。  
※個人で楽しむ例：個人のブログ、年賀状 等

○新聞・雑誌への写真掲載について  
報道目的の場合、申請は不要ですが、新聞等への広告掲載や雑誌への掲載等は原則申請が必要です。



# Q & A

**Q 1 チョーコクンのデザインを利用するのに料金が発生しますか。**

A 1 発生しません。

**Q 2 個人で名刺を作りたいのですが、申請が必要ですか。**

A 2 個人使用の範囲ですので、必要ありません。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は申請が必要です。

**Q 3 子どもがチョコクンの絵を描くのですが、申請が必要ですか。**

A 3 個人使用の範囲ですので、必要ありません。ただし、団体（高校の美術部 等）として大会に出品するといった、一般の方に見てもらうことを目的とするような場合は、申請が必要です。  
様々なケースが考えられますので、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

**Q 4 会社の資料にチョコクンを使用する場合、申請が必要ですか。**

A 4 内部での会議資料等に使用する場合は、必要ありません。外部に配布する資料等、一般の方に見てもらうことを目的とするような場合は申請が必要です。

**Q 5 デザインの使用期間に期限はありますか。**

A 5 使用（変更）承認書に記載している期間です。

なお、使用期間は1年以内となっており、経過後も引き続きデザインを使用したい場合は、改めて使用申請が必要です。

**Q 6 販売する商品に承認番号を掲載していますが、1年経過後も販売する場合、どうしたらいいですか。**

A 6 通常の使用申請書類に加え、既に交付済の使用（変更）承認書の写しを添付して申請してください。

交付済の承認番号をそのまま使用できる内容の承認書を発行します。

**Q 7 変更申請が必要となるのは、どのような場合ですか。**

A 7 使用承認後、デザインや数量・色・大きさ等が変更になった場合に変更申請が必要です。

ただし、完成品そのものを変更させる場合は、新規申請となります。

**Q 8 チョーコクンを商品名等に使用することはできますか。**

A 8 可能です。（例：「チョコクンまんじゅう」等）

ただし、チョコクンの商標を独占的に使用することはできませんので、他者が同一名称で申請・販売することができます。

また、チョコクンは特定の商品の応援はできませんので、使用時の表現等によく留意してください。

**Q 9** スポーツチームのユニホームや応援旗などにチョコクンを使用することはできますか。

A 9 使用できますが、そのチームが市の代表チームであると誤解されないように、使用時の表現等によく留意してください。